

議案第35号

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

目黒区国民健康保険条例（昭和34年11月目黒区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第14条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第14条の3第1号口中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」

の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号へ並びに同条第2号ロ及びニ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条第1項中「第15条の4」を「第15条の4第1号」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.71」を「100分の7.51」に改め、同条第2号中「47,300円」を「47,600円」に改める。

第15条の8中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第15条の11中「次条」を「次条第1号」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.69」を「100分の2.80」に改め、同条第2号中「16,800円」を「17,600円」に改める。

第16条の3中「次条」を「次条第1号」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.19」を「100分の2.35」に改め、同条第2号中「16,600円」を「17,800円」に改める。

第16条の5の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第16条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条の2及び第19条の4から第19条の6までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

ロ 第19条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第16条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.27（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の6第1号ロに掲げる額の見込額から同号ロに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援

納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の64に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の36に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人につき73円(第16条の6第1号ロに掲げる額の見込額から同号ロに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の10 第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第19条中「若しくは第16条の2」を「、第16条の2若しくは第16条の7」に、「若しくは第19条の4各号」を「、第19条の4各号若しくは第19条の6」に改める。

第19条の2中「660,000円」を「670,000円」に、「及び第16条の2」を「、第16条の2」に、「)の合算額」を「)及び第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のニ及びホに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)の合算額」に改め、同条第1号イ中「33,110円」を「33,320円」に改め、同号ロ中「11,760円」を「12,320円」に改め、同号ハ中「11,620円」を「12,460円」に改め、同号

に次のように加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者  
1人につき1,260円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額  
18歳以上被保険者1人につき52円

第19条の2第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、  
同号イ中「23,650円」を「23,800円」に改め、同号ロ中「8,4  
00円」を「8,800円」に改め、同号ハ中「8,300円」を「8,90  
0円」に改め、同号に次のように加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者  
1人につき900円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額  
18歳以上被保険者1人につき37円

第19条の2第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、  
同号イ中「9,460円」を「9,520円」に改め、同号ロ中「3,360  
円」を「3,520円」に改め、同号ハ中「3,320円」を「3,560円」  
に改め、同号に次のように加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者  
1人につき360円

ホ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額  
18歳以上被保険者1人につき15円

第19条の3中「及び」を「、第15条の11、第16条の3、第16条の  
8及び第19条の5並びに」に改める。

第19条の4第1号イ中「7,095円」を「7,140円」に改め、同号  
ロ中「11,825円」を「11,900円」に改め、同号ハ中「18,92  
0円」を「19,040円」に改め、同号ニ中「23,650円」を「23,  
800円」に改め、同条第2号イ中「2,520円」を「2,640円」に改

め、同号ロ中「4, 200円」を「4, 400円」に改め、同号ハ中「6, 720円」を「7, 040円」に改め、同号ニ中「8, 400円」を「8, 800円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

イ 第19条の2第1号ニに定める額を減額した世帯 270円

ロ 第19条の2第2号ニに定める額を減額した世帯 450円

ハ 第19条の2第3号ニに定める額を減額した世帯 720円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第19条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「減額後の被保険者均等割額)は」を「減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は」に、「得た額とする」を「得た額(当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16、第16条の5及び第16条の10に定める額を超える場合には、当該額)とする」に改め、同項第1号中「第32条の10の2各号」を「第32条の10の3各号」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第19条の2各号に定める額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)に12分の1

を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条の5の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の9第2号に定める子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2各号、第19条の4第3号及び前条第1項第8号に定める額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区国民健康保険条例第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の6から第16条の10まで及び第19条から第19条の6までの規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の一部が施行されること等に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る保険料の賦課に関し必要な事項を定めるとともに、保険料率、賦課限度額及び保険料を減額する基準額を改定し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。